

寒河江市告示第 4 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年 5 月 2 8 日法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、同法第 1 9 条第 8 項の規定により告示し、当該計画を常時備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 2 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 地域計画を変更する地域

- （1） 高松地区
- （2） 白岩地区
- （3） 三泉地区

2 地域計画の縦覧場所

寒河江市農林課 寒河江市中央一丁目 9 番 4 5 号